

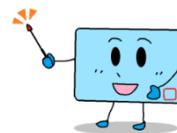
## 退職後の健康保険加入のご案内

退職後の健康保険には、「協会けんぽの任意継続」・「国民健康保険」・「ご家族の健康保険（被扶養者）」の3つの選択があります。毎月納める保険料などを比較の上、選択された健康保険にお手続きください。

加入先	協会けんぽの任意継続	国民健康保険	ご家族の健康保険 (被扶養者)
手続き先	お住まいの協会けんぽの 都道府県支部	お住まいの市町村の 国民健康保険担当係	ご家族の勤務先
加入条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>退職日まで被保険者期間が継続して<b>2か月以上</b>あること。</li> <li>退職日の翌日から<b>20日以内</b>に手続きをすること。 (郵送の場合は必着)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>お住まいの市町村国民健康保険担当係にお問い合わせください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご家族が加入している健康保険の扶養の条件を満たす必要があります。 扶養の条件は、ご家族の勤務先にお問い合わせください。</li> </ul>
保険料	<ul style="list-style-type: none"> <li>退職前に控除されていた健康保険料（介護保険料が控除されている場合は介護保険料も含める）の2倍の金額</li> <li>※保険料には上限があります。 上限額：35,820円 (平成31年4月時、介護保険料を含む)</li> <li>※お住まいの都道府県の保険料率が適用になることから、2倍の金額にならない場合があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保険料は、加入する世帯の人数や、前年の所得などによって決まります。</li> <li>解雇による退職など、退職理由によっては保険料の減免制度があります。</li> <li>お住まいの市町村により保険料は異なります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被扶養者としての保険料負担はありません。</li> </ul>

### ※ご注意ください！！

協会けんぽの任意継続の加入期間中に、「国民健康保険に加入する」、「ご家族の健康保険の扶養に入る」といった理由で、任意継続をやめることはできません。



### よくある質問 任意継続と国民健康保険はどちらが保険料が安い？

**A：**一概には言えません。国民健康保険の保険料は、お住まいの市町村によって計算方法が異なり、また、前年の所得（勤務時の報酬以外の収入等も含む）や世帯人数等、個々の状況で保険料は違います。国民健康保険の保険料については、お住まいの市町村国民健康保険担当係へお問い合わせください。

「協会けんぽの任意継続」に加入希望の方は裏面をご覧ください

# 協会けんぽの任意継続に加入する場合

## 申請の方法

- ◆お住まいの都道府県の協会けんぽ支部に、「任意継続被保険者資格取得申出書」を、郵送で**退職日の翌日から20日以内**（20日目が土日、祝日の場合は翌営業日）に届くようご提出ください。  
※保険証は協会けんぽ窓口では発行していませんのでご注意ください。
- ◆被扶養者となる方がいる場合は、申出書の被扶養者欄を記入してください。その際、**ご家族のマイナンバーは必ず記入**してください。（退職者のマイナンバーは記入不要）
- ◆被扶養者となる方がいる場合は、「申出書記入の手引き」に記載の添付書類を忘れずにご提出ください。



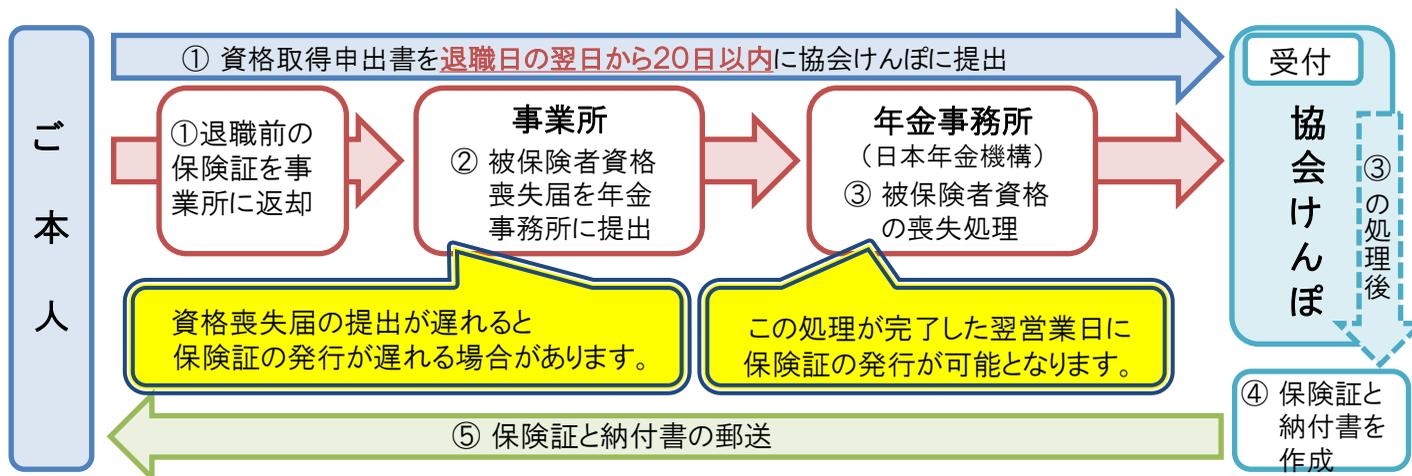
## 被保険者期間

- ◆任意継続被保険者となった日から**最長で2年間**です。ただし、次のいずれかの事由に該当する時は資格を喪失します。
  - ・被保険者が就職して他の健康保険等の被保険者資格を取得したとき
  - ・**保険料を納付期限までに納付しなかったとき**
  - ・被保険者が後期高齢者医療制度の被保険者資格を取得したとき
  - ・被保険者が亡くなったとき

※途中で「国民健康保険に加入する」、または「健康保険の被扶養者になる」、という理由で**任意継続をやめることはできません。**

## 保険証の交付

- ◆任意継続の保険証は、**退職された事業所からの手続きが完了した後に作成**し、ご自宅にお送りするため、お手元に届くまでに多少の時間を要します。



## 保険料

- ◆退職後は事業主負担分も負担することになりますので、退職時の健康保険料の2倍となります。（お住まいの都道府県の保険料率が適用になることや保険料には上限があることから、2倍の金額にならない場合があります）
- ◆40歳から64歳までの方は、介護保険料が加わります。
- ◆初回の保険料は、保険証をお送りする際に納付書が同封されていますので、**納付書に記載の期限までに納付**していただきます。期限までに納付されなかった場合は、任意継続に加入しなかったこととなります。
- ◆月々の保険料を納付書で納付する場合、**納付期限は、毎月10日**（10日が土日・祝日の場合は翌営業日）と決められています。